

5分で読める

ちょっと役に立つ

自転車の交通ルール
罰則編

平成24年4月

覚えて おこう

自転車の交通ルールに関する 警察庁の通達内容は？

平成23年10月25日に「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」（警察庁丙交企発第85号等）で自転車に関する総合対策を進めることとしました。

その内容は「自転車関連事故の全交通事故に占める割合は増加傾向にあり、また、その交通ルール・マナー違反に対する国民の批判の声は後を絶たず、通行環境の整備も不十分な状況です。

こうした状況を踏まえ、今後、自転車に関する総合対策を進めるに当たっては、自転車は「車両」であるという考え方を交通社会を構成する全ての者に理解していただき、自動車運転者、自転車利用者、歩行者の3者の安全を確保していこうと考えています」と発表しました。

対策として

自転車利用者による交通違反の指導取締りについては、まずは、街頭における指導警告活動を一層強力に推進することとしています。

ただし、ブレーキのないピスト等の自転車の運転のほか、歩行者や通行車両との交通事故に直接つながるような危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質、危険な違反者に対しては、積極的に検挙措置を講じていくこととしています。



覚えて
おこう

知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

●酒気帯び運転等の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれがある者に酒類を提供したりしてはいけません。

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●車道通行の原則

自転車は、歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、路側帯を通行することができます。）。

道路では左側を通行しなければならず、特に、車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。

また、車両通行帯のある道路では、原則として一番左側の車両通行帯を通行しなければいけません。

覚えて
おこう

知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●例外的に歩道を通行できる場合

自転車は、車道通行が原則ですが、

- ・道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- ・自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- ・車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときには、歩道を通行することができます。

ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない（普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません。）

歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。）。

自転車及び歩行者専用
自転車に乗って通行できる
ことを示す標識。



覚えて おこう

知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●交差点の通行方法

自転車は、交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、当該自転車横断帯を通行しなければいけません。また、信号機がない交差点等において、狭い道路から広い道路等に出るときは、交差道路等を通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません

自転車横断帯があるときは、その通路を通行しなければいけません。



【罰則】 3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●片手運転の禁止

携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません

覚えて
おこう

知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

[罰則] 5万円以下の罰金等

●夜間のライトの点灯等

自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。

また、反射器材を備えていない自転車（尾灯をつけているものを除く）を夜間に運転してはいけません。

[罰則] 5万円以下の罰金等

●2人乗りの禁止

自転車は原則として2人乗りをしてはいけません。

[罰則] 5万円以下の罰金等

●警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかない曲がり角等であって、道路標識等により指定された場所等を通行しようとするときは、警音器を鳴らさなければいけません。

ただし、上記のような場合以外には、危険を防止するためやむを得ないときを除き、警音器を鳴らしてはいけません。

覚えて おこう

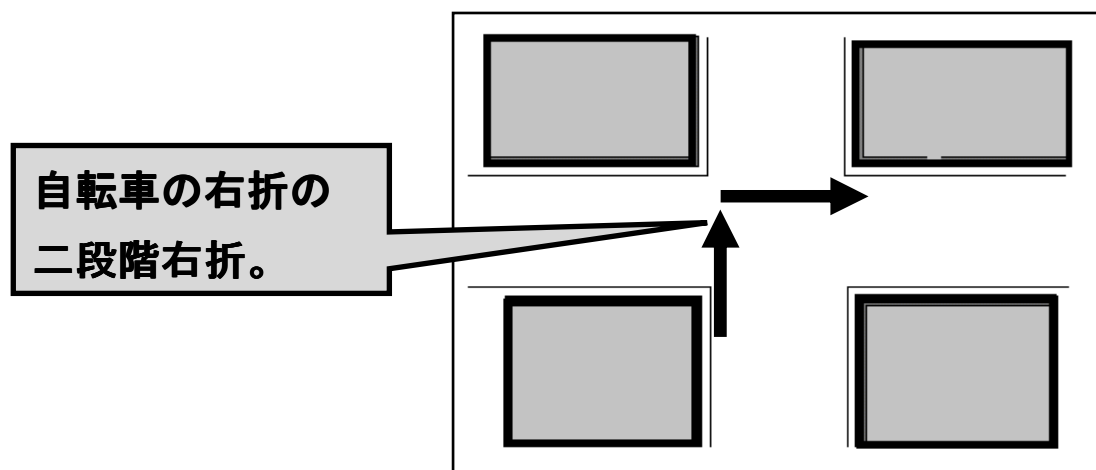
知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

●左折又は右折の方法

自転車は、左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。また、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければいけません（いわゆる二段階右折をしなければいけません）。



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

●並進の禁止

自転車は、道路標識等により認められている場合を除き、他の自転車と並進してはいけません。

覚えて
おこう

知っていますか？

自転車の交通ルール違反の罰則

【罰則】 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等

●**交通事故の場合の措置**

交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。

(警察庁、自転車に係る主な交通ルールより)